

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年10月9日

石川県監査委員	焼田宏明
同	増江啓
同	山本次作
同	奥村豊美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第1項に規定する令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の結果
中能登総合事務所 能登中部保健福祉センター 能登中部保健所 七尾児童相談所	令和2年8月31日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に処理されていると認める。
奥能登総合事務所 能登北部保健福祉センター 能登北部保健所	〃	〃
小松県税事務所	〃	〃
金沢県税事務所	〃	〃
石川中央保健福祉センター 中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 女性相談支援センター	令和2年9月4日	〃